

●香川県広域水道企業団告示第20号

令和2年香川県広域水道企業団告示第16号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年11月12日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を次のとおり指定した。</u> 令和元年香川県広域水道企業団告示第4号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定）は、廃止する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を次のとおり指定した。 令和元年香川県広域水道企業団告示第4号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定）は、廃止する。</p>